○建築物等の色彩の制限について 建築物等の色彩を制限している地区計画があります。

ココの面

ている場合

ココの面

## 制限のかかる部位の例

外壁に限定している例

『建築物の外壁』と記載され

バルコニー

屋根と外壁にかかる例

『建築物の屋根および外壁

またはこれに代わる柱』と記載され

『屋根および外壁等』

バルコニー

出窓

出窓

ている場合

『外壁』



## 色に関する制限の例



## 建築物以外の色に関する制限の例

屋外広告看板等に制限を定めている地区計画が あります。

# 広告物への制限

『屋外広告物は周囲の景観に調和した色調 形状、意匠、規模』

落ち着いた色合いや装飾とし周辺の景観 環境に配慮』

などと記載されている場合

- 原色(赤、苗、緑、青)を避けて下さい。
- ・原色を使用する場合は彩度「7」未満として下
- 上記にあてはまらない場合は、「大きさ」「設

## ネオン・過度に明るい照明等への制限

『きらびやかなネオンや過度に明るい照明等』 などと記載されている場合

「照度」「サイズ」「場所」などにより判断

『屋外広告物の色彩は原色の使用を避け、

- さい。(図1の範囲)
- 置場所」などから判断しますので、ご相談下さい。

しますので、ご相談下さい。



『落ち着きのある』

『当該敷地および周辺の環境と調和したもの』

『周辺の環境と調和したもの』

『周辺環境や都市景観に配慮する』

『原色の使用を避けるとともに、落ち着いた色合い』

『周辺の環境に調和した落ち着きのある』

などと記載されている場合は

- 原色(赤、黄、緑、青)を避けて下さい。
- ・原色を使用する場合は彩度「7」未満として下さい。 (図1の範囲)
- 上記にあてはまらない場合は、周辺環境などから 判断しますので、ご相談下さい。

## 「茶系」または「クリーム系」を基調と 制限している例

『茶系またはクリーム系を基調とする』 などと記載されている場合は

- 色相区分「Y」または「YR」を茶、クリーム系と 判断します。(図2の範囲)
- 彩度「7」未満として下さい。(図1の範囲)

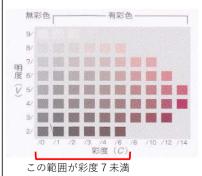
### (3)建物全体

ココの面

『建築物等』 『建築物の外観』 『屋根、外壁等』

(外壁等;建築物の外壁または これに代わる柱(ベランダ、バ ルコニー、軒および出窓等を含む))





「図1]マンセル系の色相環



[図2]マンセル系の明度と彩度

- ・ 地区計画に実際に記載されている例
- 例:建築物の形態・意匠・色彩等については、周辺 環境や都市景観に配慮するものとする。
- 例は建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使 用を避け、街並みとの調和を図るものとする。
- 例:屋外広告物は、周囲の景観に調和した色調、形 状、意匠、規模とする。